

すりかみ浄水場浄水ケーク
収集運搬・処分業務委託仕様書

第1編 収集運搬業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、「すりかみ浄水場浄水ケーキ収集運搬・処分業務委託」に適用する。

2. 業務目的

本業務は、すりかみ浄水場から発生する浄水ケーキ(汚泥)を収集し、関係法令等に基づき適切に中間処理施設まで運搬することにより、産業廃棄物の適正処理および浄水場の円滑な運営を図ることを目的とする。

3. 収集場所及び運搬の目的地

| | 施設名称 | 住 所 |
|--------|-------------|-----------------|
| 収集場所 | すりかみ浄水場脱水機棟 | 福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1 |
| 運搬の目的地 | 処分業者の指定する施設 | 処分業者の指定する住所 |

4. 産業廃棄物の種類、性状、数量、運搬方法等

| | |
|-------|---------------------------------|
| 種 類 | 汚泥（含水率 85%以下） |
| 形状、荷姿 | 浄水ケーキ（流動性なし）、バラ |
| 成分資料 | 別紙1「廃棄物データシート（WDS）」参照 |
| 予定数量 | 年間約 1,300t ※前年度実績値であり確定ではない。 |
| 運搬方法 | 作業日、一日当たり約 28t の汚泥を 3 回に分け搬出 |

5. 産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）

- (1) 本業務の履行にあたっては、発注者が登録する電子産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）に必要な事項を入力し、適切に送信すること。
- (2) 数量は処分場の計量器による計量値を用い、すりかみ浄水場での計量結果は参考値とする。
- (3) 数量単位は「t」とし、小数点以下第2位まで入力する。
- (4) 電子マニフェストの事前登録は発注者が行い、受注者は登録内容に基づき処理を行うこと。

6. 提出書類

受注者は、以下の書類を遅滞なく提出すること。

なお、提出方法は電子メールを基本とし、必要に応じて持参または郵送による提出も可とする。

- ・別紙2に定める書類
- ・産業廃棄物収集運搬業の許可証の写し（契約時提出）
※許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。
- ・業務計画書（業務着手前提出）
- ・実績報告書（業務月報・委託完成届を作業完了月ごとに提出）
- ・その他、発注者が必要と認めたもの。

7. 業務計画書

(1) 業務計画書には以下を含むこと。

- ・業務の目的
- ・業務工程表
- ・運搬方法
- ・組織表（社内・現場）および緊急連絡体制
- ・安全及び衛生管理
- ・使用車両・主要機械器具
- ・その他必要事項（使用車両一覧表、運搬経路図等）

8. 業務履行上の留意事項

(1) 受注者は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、道路交通法、労働安全衛生法その他の関係法令および自治体の条例・指導基準を遵守し、適正かつ安全に収集運搬業務を行うこと。

(2) 受注者は、浄水場の業務に支障のないよう収集運搬を行うこと。

(3) 搬出は原則平日火曜日とし、年間を通して収集運搬を行うこと。

なお、詳細な日程は発注者が前月 25 日までに提示する予定表を基に調整するものとする。（令和 7 年度実績見込み 40 回）

(4) 収集運搬業者と処分業者は相互に連携し、受入調整を行うこと。

9. 業務完了の扱い及び法令遵守

産業廃棄物の運搬完了をもって、本業務に係る会計上の業務完了とする。

10. 溶出試験の実施および結果提供

発注者は、「産業廃棄物に含まれる金属等の溶出量試験方法（環境省告示第46号）」に基づく溶出試験を年2回実施し、その結果を受注者へ提出するものとする。

11. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は別途協議する。

第2編 処分業務仕様書

1. 適用範囲

本仕様書は、「すりかみ浄水場浄水ケーキ収集運搬・処分業務委託」に適用する。

2. 業務目的

本業務は、すりかみ浄水場脱水機棟から排出された浄水ケーキ(汚泥)を関係法令等に基づき適正に中間処理施設において処分することにより、産業廃棄物の適正処理および浄水場の円滑な運営を図ることを目的とする。

3. 排出場所

| | 施設名称 | 住 所 |
|------|-------------|-----------------|
| 排出場所 | すりかみ浄水場脱水機棟 | 福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1 |

4. 産業廃棄物の種類、性状、数量、処分方法等

| | |
|-------|---------------------------------|
| 種 類 | 汚泥（含水率 85%以下） |
| 形状、荷姿 | 浄水ケーキ（流動性なし）、バラ |
| 成分資料 | 別紙1「廃棄物データシート（WDS）」参照 |
| 予定数量 | 年間約 1,300t ※前年度実績値であり確定ではない。 |
| 処分方法 | 有効活用(リサイクル)を前提とした中間処理 |

5. 産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）

- (1) 本業務の履行にあたっては、発注者が登録する電子産業廃棄物管理票（電子マニフェスト）に必要な事項を入力し、適切に送信すること。
- (2) 数量は処分場の計量器による計量値を用い、すりかみ浄水場での計量結果は参考値とする。
- (3) 数量単位は「t」とし、小数点以下第2位まで入力する。
- (4) 電子マニフェストの事前登録は発注者が行い、受注者は登録内容に基づき処理を行うこと。

6. 提出書類

受注者は、以下の書類を遅滞なく提出すること。

なお、提出方法は電子メールを基本とし、必要に応じて持参または郵送による提出とする。

- ・別紙2に定める書類
- ・産業廃棄物処分業の許可証の写し（契約時提出）
※許可事項に変更があったときは、速やかにその旨を通知するとともに、変更後の許可証の写しを提出すること。
- ・業務計画書（業務着手前提出）
- ・実績報告書（業務月報・計量表・委託完成届を作業完了月ごとに提出）
- ・その他、発注者が必要と認めたもの。

7. 業務計画書

(1) 業務計画書には以下を含むこと。

- ・業務の目的
- ・業務工程表
- ・処分方法
- ・組織表（社内・現場）および緊急連絡体制
- ・安全及び衛生管理
- ・使用車両・主要機械器具
- ・その他必要事項（計量器検査証明書等）

8. 業務履行上の留意事項

(1) 受注者は、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働安全衛生法その他の関係法令および自治体の条例・指導基準を遵守し、適正かつ安全に処分業務を行うこと。

(2) 受注者は、浄水場の業務に支障のないよう処分を行うこと。

(3) 搬出は原則平日火曜日とし、年間を通して受入を行うこと。

なお、詳細な日程は発注者が前月 25 日までに提示する予定表を基に調整するものとする。（令和 7 年度実績見込み 40 回）

(4) 処分業者と収集運搬業者は相互に連携し、受入調整を行うこと。

9. 業務完了の扱い及び法令遵守

(1) 産業廃棄物の受入れをもって、本業務に係る会計上の業務完了とみなす。

(2) 前項の定めにかかわらず、受注者は、受入れ後においても、中間処理、最終処分その他一連の処理について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき、適正かつ確実に実施しなければならない。

(3) 受注者は、法令に基づく処理状況の記録及び報告義務を適切に履行し、委託者から求めがあった場合には、速やかにこれを提示しなければならない。

10. 溶出試験の実施および結果提供

発注者は、「産業廃棄物に含まれる金属等の溶出量試験方法（環境省告示第46号）」に基づく溶出試験を年2回実施し、その結果を受注者へ提出するものとする。

11. その他

(1) 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は別途協議する。

< 表 面 >

管理番号

廃棄物データシート (WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 8 年 2 月 3 日

記入者 設備水質係

| | | | | | | |
|---|--|------------------------------|-----|-------------------|--------------|--------------|
| 1 排出事業者 | 名称 | 福島地方水道用水供給企業団 | 所属 | 施設管理課 | | |
| | 所在地 | 〒960-0201 福島市飯坂町字沼ノ上1番地の1 | 担当者 | 設備水質係 | TEL | 024-541-4100 |
| | | | | FAX | 024-541-4180 | |
| 2 廃棄物の名称 | 汚 泥 | | | | | |
| 3 廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成) | 主成分 浄水汚泥 他 | | | MSDSがある場合、CAS No. | | |
| | ・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。 | | | | | |
| 4 廃棄物の種類 ■産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 特別管理産業廃棄物 | <input checked="" type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ <input type="checkbox"/> その他 () ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 銻さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害) | | | | | |
| | 5 特定有害廃棄物 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input checked="" type="checkbox"/> 分析表添付(廃棄物処理法) | | | | | |
| 6 PRTR対象物質 | 届出事業所 (非該当) 委託する廃棄物の該当・非該当 (非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。 | | | | | |
| 7 水道水源における消毒副生成物前駆物質 | 生成物質：ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) | | | | | |
| | 生成物質：クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン | | | | | |
| | 生成物質：臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、プロモジクロロメタン、プロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等) | | | | | |
| 8 その他含有物質 ()には混入有りは○、無しは×、混入の可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成) | 硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 (×) | | | | | |

<裏面>

| | | |
|----|---------------------|---|
| 9 | 有害特性 (無) | <input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(℃) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(℃) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他() |
| 10 | 廃棄物の物理的 性状・化学的性状 | 形状(固形) 臭い(無臭) 色(土色) 比重() pH(7.1) 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分(85%以下) |
| 11 | 品質安定性 | 経時変化(無) 有る場合は具体的に記入 |
| 12 | 関連法規 | ・危険物(消防法) ・特化則(特定化学物質障害予防規則) ・有機溶剤 ・毒劇物 ・悪臭 |
| 13 | 荷姿 | <input type="checkbox"/> 容器() <input checked="" type="checkbox"/> 車両(バラ) <input type="checkbox"/> その他() |
| 14 | 排出頻度 数量 | 頻度(継続予定) 数量(1,300) t / 年 |
| 15 | 特別注意事項 (無) | ※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 ・避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 ・他の廃棄物との混合禁止 ・粉じん爆発の可能性 ・容器腐食性の可能性/注意点 ・廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 ・環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等 |

【参考】 その他の情報

・ サンプル等提供 (均一サンプル有)

・ 産業廃棄物の発生工程等

「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。
 工程図への記入でも可。
 (処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

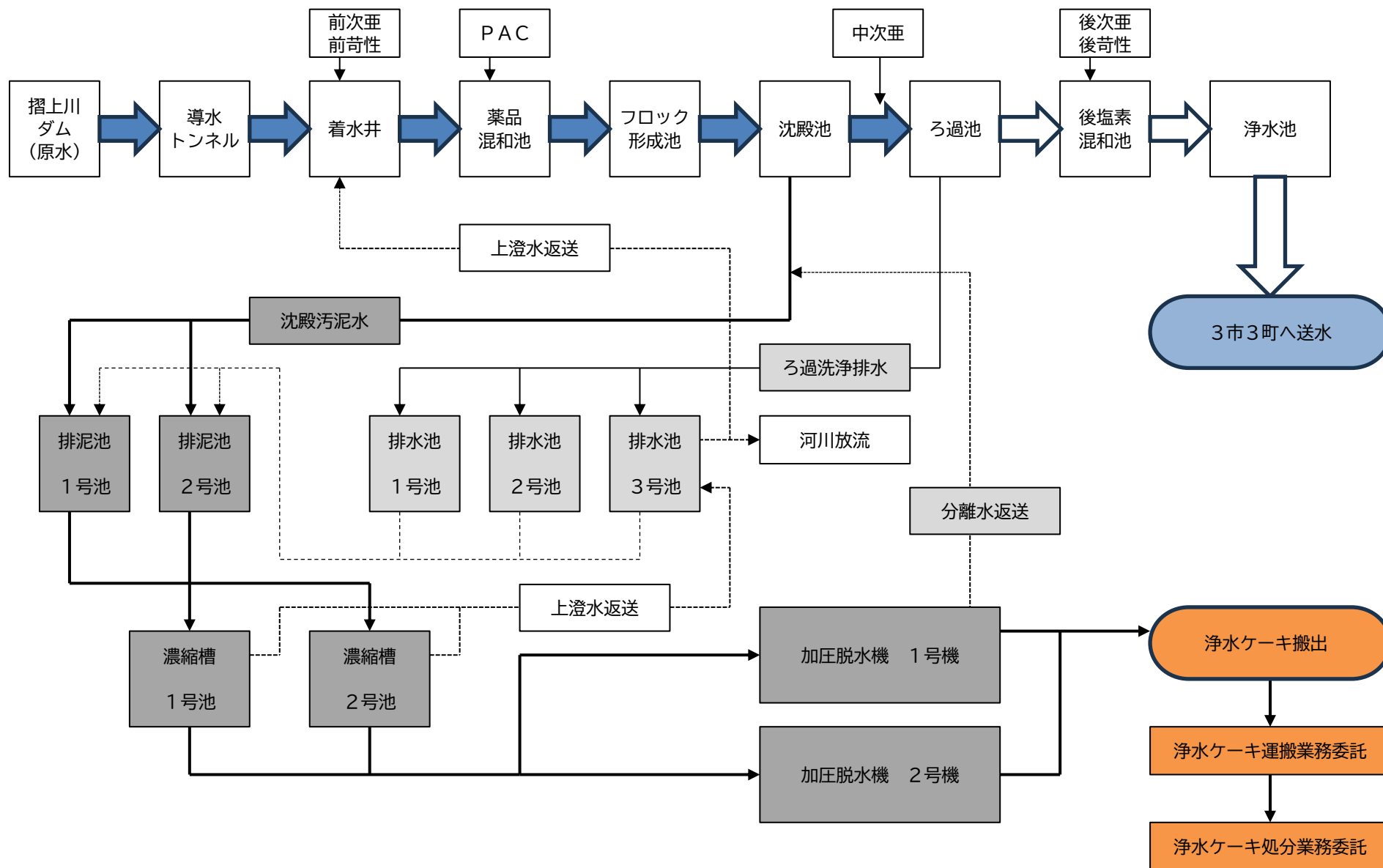
<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

| No. | 内容確認日時 | 排出事業者担当者 | 処理業者担当者 | 備考 |
|-----|----------|----------------|---------|----|
| 1 | 令和8年2月3日 | 施設管理課 設備水質係 | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

<変更履歴>

| No. | 変更日時 | 排出事業者担当者 | 処理業者担当者 | 変更内容 |
|-----|------|----------|---------|------|
| 1 | | | | |
| 2 | | | | |
| 3 | | | | |

製造工程・産業廃棄物の発生工程フローシート



分析結果について

試料名 浄水ケーキ

採取日 令和8年1月14日

採取場所 すりかみ浄水場

| No. | 項目 | 分析結果 | 単位 | 分析の方法 | 備考 | 検出限界 |
|-----|----------------|------|------|-----------|-------------------|----------|
| 1 | カドミウム | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.01以下 溶出量基準 | 0.001未満 |
| 2 | シアン化合物 | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 検出されないこと 溶出量基準 | 0.1未満 |
| 3 | 有機リン化合物 | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 検出されないこと 溶出量基準 | 0.1未満 |
| 4 | 鉛 | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.01以下 溶出量基準 | 0.001未満 |
| 5 | 六価クロム | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.05以下 溶出量基準 | 0.02未満 |
| 6 | 砒素 | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.01以下 溶出量基準 | 0.002未満 |
| 7 | 総水銀 | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.0005以下 溶出量基準 | 0.0005未満 |
| 8 | アルキル水銀 | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 検出されないこと 溶出量基準 | 0.0005未満 |
| 9 | PCB | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 検出されないこと 溶出量基準 | 0.0005未満 |
| 10 | ジクロロメタン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.02以下 溶出量基準 | 0.002未満 |
| 11 | 四塩化炭素 | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.002以下 溶出量基準 | 0.0002未満 |
| 12 | クロロエチレン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.002以下 溶出量基準 | 0.0002未満 |
| 13 | 1,2-ジクロロエタン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.004以下 溶出量基準 | 0.0004未満 |
| 14 | 1,1-ジクロロエチレン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.02以下 溶出量基準 | 0.002未満 |
| 15 | 1,2-ジクロロエチレン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.04以下 溶出量基準 | 0.004未満 |
| 16 | 1,1,1-トリクロロエタン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 1以下 溶出量基準 | 0.0005未満 |
| 17 | 1,1,2-トリクロロエタン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.006以下 溶出量基準 | 0.0006未満 |
| 18 | トリクロロエチレン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.03以下 溶出量基準 | 0.003未満 |
| 19 | テトラクロロエチレン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.01以下 溶出量基準 | 0.001未満 |
| 20 | 1,3-ジクロロプロパン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.002以下 溶出量基準 | 0.0002未満 |
| 21 | チウラム | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.006以下 溶出量基準 | 0.0006未満 |
| 22 | シマジン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.003以下 溶出量基準 | 0.0003未満 |
| 23 | チオベンカルブ | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.002以下 溶出量基準 | 0.0002未満 |
| 24 | ベンゼン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.01以下 溶出量基準 | 0.001未満 |
| 25 | セレン | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.01以下 溶出量基準 | 0.001未満 |
| 26 | ふっ素 | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 0.8以下 溶出量基準 | 0.05未満 |
| 27 | ほう素 | 検出せず | mg/ℓ | 環境省告示第18号 | 1以下 溶出量基準 | 0.02未満 |
| 28 | 1,4-ジオキサン | 検出せず | mg/ℓ | 環境庁告示第46号 | 0.05以下 (環境基準) | 0.005未満 |